

11. 学資・納入金関係

- (1) 納入金一覧
- (2) 授業料免除制度〔4年生以上〕
- (3) 奨学金制度
- (4) 授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則（抜粋）

(1) 納入金一覧

種 別	年 額 (円)	前 期		後 期	納入方法等
		金 額 (円)		金 額 (円)	
授 業 料	234,600	117,300		117,300	
寄 宿 料	一人部屋 9,600	月額 800	(4月の口座振替時に年額前払い)		口座振替
	複数人室 8,400	月額 700			

種 別	年 額 (円)	納入金額等		備 考	納入方法等
		金 額 (円)	納 期		
その他の納入金	後援会入会金	10,000	10,000	4月	(入学時のみ)
	後 援 会 費	17,000	17,000	4月	年 額
	学 生 会 費	6,000	6,000	4月	年 額
	入 寄 金	1,000	1,000	入寄のとき	(前年度から引き続き再入寄する者は除く)
	寄 費	103,400	月額 9,400	4月	年額を一括納入 (留学生を除き9月分は不要)
	寄 生 会 費	2,000	2,000	4月	年 額
給 食 費	食事材料費 1日 753 (朝 178 昼 272 夕 303) 給食に関する諸経費 1ヵ月 7,550 (消費税抜)	1ヵ月分の材料費に諸経費を加えた金額 消費税額を別途徴収します。			口座振替 (毎月 26 日) 支払先: 給食委託業者

※在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

(2) 授業料免除制度〔4年生以上〕

授業料は、年度を前期（4月～9月）及び後期（10月～翌年3月）に分け、前期分は4月に、後期分は10月に納付しなければなりません。授業料の免除は授業料の納付が困難であり、かつ学業成績が優秀であると認められる者に対し、本人の申請に基づき、選考のうえ授業料の全額又は半額を免除する制度です。詳細については、学生課学生係に相談してください。

1. 免除対象者

本校に在籍している者で、次の各号の一に該当する者は、授業料の免除を受けることができます。

- (1) 経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- (2) 授業料の納付期限前6ヶ月以内（新入生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合については、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

※第1～第3学年については、「高等学校等就学支援金」制度により、経済的負担が軽減されるため、原則的に授業料免除の対象になりませんが、「高等学校等就学支援金」制度により授業料の一部または全額が支援されない者で、家計急変があり、所定の基準を満たすことになった場合は、別途学生課学生係に相談してください。

2. 免除の申請手続

免除の申請を希望する学生を対象に、説明会（学級担任、掲示物及び本校ウェブサイトにより通知）を開催しますので、必ず出席してください。前期分については2月、後期分については7月に開催を予定しています。

申請者は、説明会時に配付する所定の書類に必要事項を記入のうえ、関係書類を添えて提出期限までに学生課学生係へ提出してください。

3. 免除の許可・不許可の決定

免除の許可・不許可は、選考のうえ決定し、その結果を本人及び保証人（保護者）に通知します。

免除を申請した者は、許可・不許可が決定するまで、授業料の徴収が猶予されます。

選考の結果、不許可の者は全額を、半額免除となった者はその残額を、指定する期限内に納付してください。納付を怠った場合は除籍となりますので、注意してください。

(3) 奨学金制度

学生に対する育英奨学事業は、日本学生支援機構、地方公共団体、公益法人、学校法人などが行っております。日本学生支援機構奨学金制度は、募集時期に説明会を開催します。

また、地方公共団体、公益法人、学校法人の奨学制度につきましては、学生課学生係へお問い合わせください。

日本学生支援機構奨学金制度（貸与奨学金）

独立行政法人日本学生支援機構法に基づき、人物、学業成績が優秀でありながら経済的な理由により修学が困難な学生に対し、第一種奨学金（無利子：1～5年生）及び第二種奨学金（有利子：4、5年生のみ）で貸与される制度です。

(1) 奨学生の推薦基準

① 学業成績

- ・ 1学年1次採用（4月） 中学校の最終学年の全履修科目について成績の評定平均値が3.5以上
- ・ 2学年以上 成績指数が属する学科の人員の66%以内
(1学年2次採用含む)

詳しいことは、学生課学生係にお問い合わせください。

② 家計収入

家族構成により異なりますので、学生課学生係にお問い合わせください。

(2) 奨学生の採用手続

奨学金の貸与を受けるための手続等は、次のとおりです。

- ① 奨学金の貸与を希望する学生に、貸与を受けるための手続等の説明会（学級担任、掲示物及び本校ウェブサイトにより通知）を開催しますので、必ず出席してください。
- ② 奨学金の貸与を希望する学生は校長（学生課学生係経由）に願書を提出します。
- ③ 出願者の中から適格者（日本学生支援機構の推薦基準に合致する者）を学内にて選考し、日本学生支援機構に推薦します。
- ④ 日本学生支援機構は、推薦を受けた出願者について、学業成績、家計の収入等を審査し採用を決定します。
- ⑤ 採用決定の結果を本校から出願者及び保護者へ通知します。
- ⑥ 奨学金が、毎月、奨学生の預金口座に振り込まれます。

(3) 奨学金の貸与月額（第一種）

入学年度	学 年			
	1～3年		4～5年	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
2018年度以降 (平成30年度以降)	10,000円 21,000円 のいづれか選択	10,000円 22,500円 のいづれか選択	20,000円 30,000円 45,000円 のいづれか選択	20,000円 40,000円 30,000円 51,000円 のいづれか選択
2017年度以前 (平成29年度以前)	10,000円 21,000円 のいづれか選択	10,000円 22,500円 のいづれか選択	30,000円 45,000円 のいづれか選択	30,000円 51,000円 のいづれか選択

(4) 独立行政法人国立高等専門学校機構における

授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則（抜粋）

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（機構規則第35号）第12条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が設置する高等専門学校（以下「学校」という。）における授業料、入学料及び寄宿料の免除並びに授業料及び入学料の徴収猶予（以下「授業料免除等」という。）の取扱いについて定める。

(適用範囲)

第2条 機構における授業料免除等は、他に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

2 授業料免除等は、学校の学科及び専攻科の学生（聴講生、研究生及び科目等履修生を除く。）（以下「学生」という。）並びに学科又は専攻科に入学する者（聴講生、研究生及び科目等履修生を除く。）（以下「入学者」という。）を対象とする。

(未決定期間内の徴収の猶予)

第3条 授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料、入学料又は寄宿料の徴収を猶予する。

2 前項に基づき、前期にあって授業料の徴収猶予が認められている場合は、後期の末日まで引き続き徴収猶予を認めることとする。

3 授業料に充てることを目的とした支援金等が国等から支給される場合の授業料の徴収猶予については、別に定める。

第2章 授業料の免除

(経済的理由による場合)

第4条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、当該学生の申請に基づき、学校の選考機関（以下「選考機関」という。）の議を経て、各学校の校長（以下「校長」という。）は、授業料の免除を許可することができる。

2 前項の授業料免除は、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

3 第1項の規定により授業料免除の許可を受けようとする者は、校長が定める各期の期限の日までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。

一 授業料免除申請書

二 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる、当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）及び学生を含む世帯の所得証明書等（以下「所得証明書等」という。）

三 その他校長が必要と認める書類

- 4 前項の規定にかかわらず、前期において授業料の免除を申請する者が、後期においても免除申請を予定している場合は、前期の申請に併せて後期の免除申請を行うことができる。
- 5 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

（休学又は退学の場合）

第5条 学生が休学を許可され、次の各号の一に該当する場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除することとする。ただし、休学開始の日が月の初日である場合にあっては、休学当月から免除することとする。

- 一 休学許可日が、授業料の納付期限以前である場合
- 二 第3条第1項に基づく授業料の徴収猶予が認められている場合又は月割分納の許可を受けている場合
- 2 第3条及び第15条に基づく授業料の徴収猶予が認められている学生に対し、猶予期間満了前に退学することをその願い出により許可する場合は、月割計算により退学の翌月以降に当該学生が納付すべき授業料の全額を免除することができる。

（死亡、行方不明又は未納による除籍の場合）

第6条 死亡、行方不明又は授業料若しくは入学料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

（災害等の場合）

第7条 次の各号の一に該当する特別な事由により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合には、選考機関の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する期又は翌期に納付すべき授業料の免除を許可することができる。

- 一 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- 二 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合
- 2 前項の規定により授業料免除の許可を受けようとする者は、校長が定める各期の期限までに、次の各号の必要書類を、校長に提出しなければならない。
 - 一 授業料免除申請書
 - 二 所得証明書等
 - 三 学資負担者が死亡した場合は、戸籍謄本又は死亡を証明する書類（以下「死亡証明書」という。）
 - 四 災害による場合は、市町村等が発行する罹災証明書又は被災証明書（以下「罹災証明書等」という。）

五 その他校長が必要と認める書類

3 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

(その他特別な事由の場合)

第8条 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長（以下「理事長」という。）は、第4条から第7条までに規定する以外に授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合には、授業料を免除することができる。

(免除実施可能額)

第9条 各学校における第4条及び第7条に定める授業料の免除実施可能額は、毎年度理事長が定める。

- 2 前項の額を超えて授業料の免除を行う必要が生じたときは、校長が理事長に承認の申請を行うものとする。
- 3 理事長は、前項の規定に基づき申請があった場合は、当該申請に係る学生の置かれた経済状況等に基づき予算の範囲内で当該申請の承認又は不承認を決定するものとする。

第3章 入学料の免除（略）

第4章 寄宿料の免除

(死亡、行方不明又は未納による除籍の場合)

第12条 死亡、行方不明又は授業料若しくは入学料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の寄宿料の全額を免除することができる。

(災害等の場合)

第13条 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合には、選考機関の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において必要と認める期間に納付すべき当該学生に係る寄宿料の全額の免除を許可することができる。ただし、必要と認める期間が翌年度にわたる場合の免除の許可は、年度ごとに分けて行うものとする。

- 2 前項の規定により免除の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる必要書類を、その都度校長に提出しなければならない。
 - 一 寄宿料免除申請書
 - 二 所得証明書等
 - 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書
 - 四 災害による場合は、罹災証明書等
 - 五 その他校長が必要と認める書類

第5章 授業料及び入学料の徴収猶予

(授業料の徴収猶予)

第14条 学生が次の各号の一に該当する場合には、学生（当該学生が行方不明の場合は当該学生に代わる者）の申請に基づき、選考機関の議を経て、校長は、授業料の徴収の猶予を許可することができる。

- 一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
 - 二 当該学生が行方不明の場合
 - 三 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる場合
 - 四 その他やむを得ない事由があると認められる場合
- 2 前項の授業料の徴収猶予は、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。
 - 3 前項における猶予の期間は当該期の末日を超えないこととする。ただし、前期にあって徴収猶予を認められた者のうち、特に必要があると校長が認める場合は、後期の末日まで猶予を許可することができる。
 - 4 第1項の規定により徴収猶予の許可を受けようとする者は、校長が定める各期の期限の日までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。
 - 一 授業料徴収猶予申請書
 - 二 所得証明書等
 - 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書
 - 四 災害による場合は、罹災証明書等
 - 五 その他校長が必要と認める書類

(授業料の月割分納)

第15条 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けるなど、授業料の納付が困難となるような特別の事由があると認められる場合は、選考機関の議を経て、校長は授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、その納付期限は毎月末日とする。

- 2 前項の月割分納の取扱いは、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。
- 3 第1項の規定により月割分納の許可を受けようとする者は、校長が定める各期の期限の日までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。
 - 一 授業料月割分納申請書
 - 二 所得証明書等
 - 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書
 - 四 災害による場合は、罹災証明書等
 - 五 その他校長が必要と認める書類

(入学料の徴収猶予) (略)

第6章 独立行政法人日本学生支援機構給付奨学生に係る授業料の免除及び徴収猶予 (給付奨学生実施に伴う授業料の免除)

第17条 第4条及び第7条の規定にかかわらず、学校の学生であって、独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」という。）が実施する給付奨学生（以下「給付奨学生」という。）の採用候補者は又は給付奨学生の授業料については、次のとおり取扱うものとする。

- 一 通学形態が自宅の者（独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16政令第2号。以下「支援機構法施行令」という。）第1条第1項の表備考第六号に定めるものをいう。以下「自宅生」という。）については、原則として授業料免除の対象外とする。
- 二 通学形態が自宅以外の者（支援機構法施行令第1条第1項の表備考第七号に定めるものをいう。）以下「自宅外生」という。）については、原則として授業料免除の対象とする。
- 2 校長は、当該自宅外生の申請に基づき、理事長の承認を経て、授業料の免除を許可することができる。
- 3 前項の授業料免除は、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。
- 4 当該学生が、第1項各号のいずれに該当するかの判定は、前項による各期の初日を基準日として行う。ただし、基準日から1月以内に通学形態の変更があった場合は、当該学生の置かれた状況等に基づき判定を行う。
- 5 第2項の規定により授業料免除の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。
 - 一 授業料免除申請書
 - 二 当該期に給付奨学生を受給していることが確認できる書類
 - 三 自宅外生であることを証明する書類（寄宿舎の場合は省略可とする。）
 - 四 その他校長が必要と認める書類

（給付奨学生になろうとする者等に係る授業料免除の徴収の猶予）

第18条 採用候補者が、給付奨学生になる又は辞退するまでの間は、授業料の徴収を猶予する。

第7章 條則

（許可の取消）

第19条 授業料免除等を許可された者が次の各号の一に該当する場合は、選考機関の議を経て、校長はその許可を取り消すものとする。

- 一 免除又は徴収猶予の理由が消滅したことが判明した場合
- 二 免除又は徴収猶予の申請に虚偽があった場合
- 2 前項の規定により許可を取り消された者は、免除された授業料、入学料若しくは寄宿料の全額又は徴収を猶予された授業料若しくは入学料の全額を、直ちに納付しなければならない。

(不許可者等の納付)

第20条 授業料の免除が不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者は、各学校が指定する日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。

2 入学料の免除が不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

3 寄宿料の免除又は授業料及び入学料の徴収猶予が不許可とされた者は、各学校が指定する日までに納付すべき寄宿料、授業料又は入学料を納付しなければならない。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月12日 一部改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月7日 一部改正）

この規則は、平成28年3月7日から施行する。

附 則（平成29年6月23日 一部改正）

この規則は、平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年6月8日 一部改正）

この規則は、平成30年6月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。